



回答者

レジリエンス社会保険労務士法人

代表社員 清水 光彦

社会保険労務士による事業者の皆様への支援 ～「人材開発支援助成金」活用のポイント～

Question

【相談者：製造業C社 代表取締役N氏】

当社は、電子部品製造業で、従業員は製造部門20名、営業部門5名、計25名で事業を行っています。

一時期は、コロナや半導体不足でとても苦労しましたが、このところ、多くの企業でDX（デジタルトランスフォーメーション）に関心を寄せていることもあり、受注も上昇傾向となりました。その一方で、営業部門にデジタルIT分野に精通した従業員がいないこともあり、営業力強化が課題となっています。従業員には積極的に投資していきたいのですが、国の助成制度で活用できるものがあれば利用したいと考えています。当社で活用できるものはあるでしょうか。

Answer

コロナ対策、半導体不足、資源高騰や円安などの不安定要素により、多くの事業者がご苦労されています。その中で、政府は「リスキリング（職業能力の再開発・再教育）」に取り組む方針で、「人への投資促進」が重要であるとされています。

令和4年度から「人材開発支援助成金」に「人への投資促進コース」が新設されました。10月には制度の見直しが行われ、より利用しやすいものとなりました。

この助成金は、高度デジタル人材の育成から、労働者の自発的な学び直し支援まで、幅広く「人への投資」について対象となります。御社の場合、営業力の強化に向けて、「人への投資促進コース」の「定額制（サブスクリプション）訓練」のご活用、ご検討をお勧めいたします。

人材開発支援助成金「人への投資促進コース」について

「人への投資」を加速化するため、令和4年度から令和6年度までの間、「人材開発支援助成金」に「人への投資促進コース」が設けられました。DX推進や成長分野でのイノベーションを実践する高度デジタル人材の育成から、建築士や宅地建物取引士、理美容師など資格が必要な業務の資格取得訓練、労働者の自発的な学び直しまで、幅広く利用することが可能です。

「人への投資促進コース」の助成メニュー

・高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練

- ・高度デジタル人材の育成訓練や、大学院での高度な訓練が対象
- ・経費助成率75%、大学・大学院は1年度1人150万円限度
- ・訓練期間中の賃金について、960円／時を助成など高率助成

・情報技術分野認定実習併用職業訓練

- ・IT分野未経験者を即戦力化するための訓練が対象
- ・経費助成率60%、訓練中の賃金について760円／時助成、OJT実施助成20万円の高率助成

・定額制訓練（サブスクリプション研修）

- ・労働時間内に実施される定額制研修サービスが対象
- ・経費助成率45%、定額受講料のほかアカウント料、データ容量追加料金なども助成対象

・自発的職業能力開発訓練

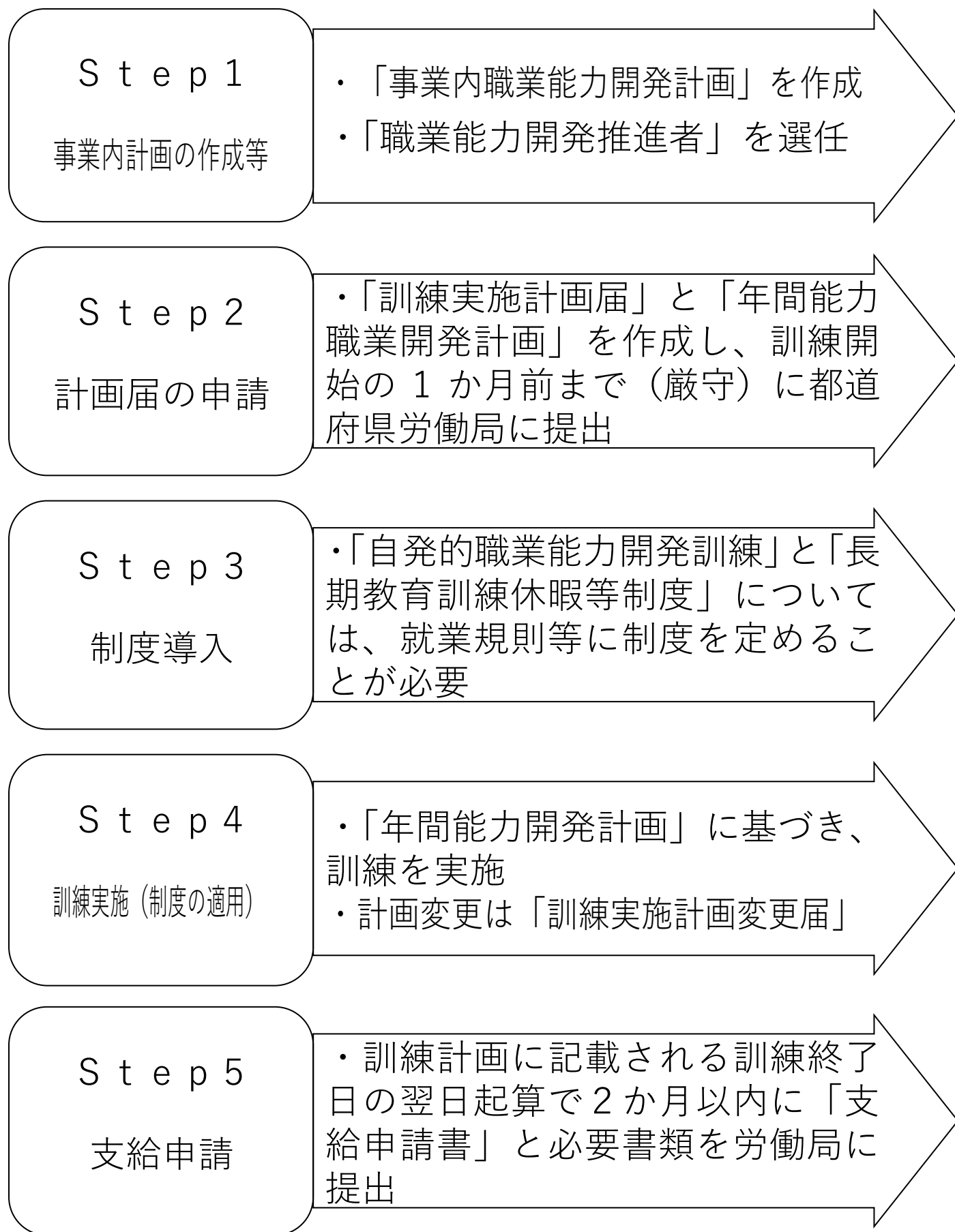
- ・労働者が自発的に行う訓練に会社が補助を行う場合が対象
- ・経費助成率30%

・長期教育訓練休暇等制度

- ・30日以上長期教育訓練休暇（有給）は賃金助成1人1日あたり6,000円、経費助成20万円
- ・教育訓練短時間勤務等制度は経費助成20万円

*金額は中小企業の場合です。なお生産性要件を満たした場合に増額されるものもあります。

助成金支給の基本的な流れ



* 上記は基本的な流れですので、助成メニューに応じて確認が必要です。

<助成金受給のためのポイントと留意点>

- ・「人への投資促進コース」は、いずれも「職業能力開発推進者」を選任したうえで「事業内職業能力開発計画」を作成することから始まります。
- ・「職業能力開発推進者」は、教育訓練部門や人事・労務部門の責任者など、職業能力開発について権限を有する人を1人以上選任することが必要です。
- ・「事業内職業能力開発計画」は、人材育成の基本的な会社方針等を記載する計画で、経営理念や経営方針に基づいて作成することが必要です。
- ・「人への投資促進コース」は、要件を満たせば「キャリアアップ助成金」と併せて申請することができます。いわゆる非正規労働者も助成金の対象となるコースもありますので、キャリアアップ助成金の正社員化コースと併せてご検討されることをお勧めします。

人材開発支援助成金の活用具体例

～定額制訓練コースを利用した製造業（営業職）の場合～

- ・営業力強化を目指して、サブスクリプション（定額制）のeラーニング研修（OFF-JT）を営業部門の社員5名に実施。
- ・訓練内容：「営業部門強化」サブスクリプション（定額制）eラーニング講座
訓練期間12か月
- ・訓練費用：初期設定費用：5万円
受講費用（5人分）：月額5万円×12か月＝60万円
合計：65万円

定額制訓練助成金：65万円×45%＝29.25万円
29.25万円の助成金を受給。

人材開発支援助成金の詳細について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

キャリアアップ助成金の詳細について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

執筆者紹介

レジリエンス社会保険労務士法人 東京・世田谷

代表社員 清水 光彦（しみず みつひこ）

東京都社会保険労務士会 常任理事・山手統括支部長

「人財」が企業を成長させていきます。
成長する企業には、成長に合わせた人事労務を。
当社労士法人では、助成金対応、労働・社会保険諸法令に則った
手続業務とともに幅広い業種に対応した人事労務コンサルティング
を提供しています。

ホームページ：<https://www.resilience-sr.jp/>

お問い合わせ：当法人ホームページのお問い合わせメール
フォームをご利用ください。
